

期間入札による公売のご案内

# 不動産公売広報

令和6年9月公告分

神奈川県大和市

## 期間入札による公売のご案内

公 売 方 法	期間入札  (入札書の提出は持参または郵送(書留等)になります。)
入 札 期 間	令和6年 10月 31日(木) から11月 7日(木) までのうち、 午前8時30分から午後5時00分まで(期間内必着)  (ただし11月2日(土) から4日(月) は収納課窓口での入札書提出はできません。)
公 売 の 場 所 入 札 書 提 出 ( 郵 送 ) 先	〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間1-1-1 大和市役所 収納課 特別滞納整理係 不動産公売担当
公 売 保 証 金 受 入 期 間	令和6年 10月 31日(木) から11月 7日(木) までのうち、 午前8時30分から午後5時00分まで (ただし11月2日(土) から4日(月) は収納課窓口での受入はできません。)  ※期間内に公売保証金の提供が確認できない入札は無効です。
開 札 日 時	令和6年11月11日(月) 午前10時30分
開 札 の 場 所	大和市役所 本庁舎2階 収納課
売 却 決 定 日 時	令和6年11月25日(月) 午前10時00分
売 却 決 定 の 場 所	大和市役所 本庁舎2階 収納課
買 受 代 金 納 付 期 限	令和6年11月25日(月) 午後 3時00分

※1 入札期間を経過した後に提出(配達)された入札書はすべて無効となりますので、入札書の提出(配達)に当たっては、所要の日数を見込んだ上で郵送(期間内必着)してください。

※2 公売保証金納付期間内に公売保証金の提供が確認できない場合及び暴力団員等に該当しない旨の陳述書の提出が確認できない場合、入札は無効となります。

## 期間入札による公売のご案内

※3 入札書の記載に不備がある場合には入札が無効となり、取り消しとなります。入札者の住所（所在地）・氏名（名称）は必ず記載し、売却区分番号の記載漏れや入札価額等に誤りがないことを必ず確認してください。

※4 最高の価額である者が2人以上いる場合には、期間入札による方法で追加入札を行います。

※5 売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。

※6 公売が中止されることもありますので、事前に中止の有無をご確認ください。

### ○開札結果について

開札結果等につきましては、大和市ホームページ「公売情報」の「開札結果一覧」をご覧ください。ホームページへの掲載は、令和6年11月11日(月)中に行いますが、ホームページに掲載する情報に、最高価申込者等の氏名(名称)は掲載されません。詳細については、大和市の公告をご確認いただくか、大和市役所収納課特別滞納整理係に電話でお問い合わせください。電話でのお問い合わせは、開札日(令和6年11月11日(月))の16時から受け付けています。

(大和市役所収納課特別滞納整理係 TEL046(260)5242)

### ○追加入札の入札期間等は次のとおりとなります。

追加入札の公売の方法：期間入札

追加入札の入札期間：令和6年11月14日(木)～11月21日(木)までのうち、  
午前8時30分から午後5時00分まで(期間内必着)

追加入札の公売の場所：大和市役所 本庁舎2階収納課

(郵送による入札も可。郵送の場合は、入札期間内に必着)

(ただし11月16日(土)から17日(日)は収納課窓口での入札書提出はできません。)

追加入札の開札日時：令和6年11月26日(火) 午前10時00分

追加入札の開札の場所：大和市役所 本庁舎2階収納課

追加入札の売却決定の日時：令和6年12月10日(火) 午前10時00分

## 期間入札による公売のご案内

※売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。

追加入札の売却決定の場所：大和市役所 本庁2階収納課

追加入札の買受代金納付期限：令和6年12月10日（火）午後 3時00分

## 入札される方へ

- 1 大和市役所では、差押えした不動産を入札によって売却（公売）します。

なお、公売財産の明細は、市役所正面玄関脇に掲示してある「公売公告」、大和市のホームページでご確認ください。

- 2 次に該当する方は入札に参加できません。

- (1) 滞納者及び税務職員
- (2) 公売の参加を制限されている方

- 3 入札までに公売財産及び不動産登記簿等をご確認ください。

※広報掲載の図面及び写真等は、全体の状況をイメージしやすくするために作成したものであり、

縮尺・位置等は実際と異なる場合があります。大和市収納課職員が確認できた事項のみであり、

正確な内容を保障するものではありません。全ての物件状況を把握しておりません。

必ずご自身で調査・確認を行ってください。

- 4 入札手続きなどの詳細は「大和市不動産共同公売（期間入札）のしおり」をご覧ください。

- 5 公売が中止されることもありますので、事前に中止の有無をご確認ください。

# 期間入札による公売のご案内

## その他注意事項

公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。

・公売財産の面積等は公簿上によるものです。入札に際してはあらかじめ物件を確認し、登記簿等を閲覧し  
たうえで、入札してください。

- ・公売財産の種類又は品質に関する不適合について、現所有者及び大和市に担保責任は生じません。
- ・公売財産上の動産等は、公売の対象外です。
- ・大和市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。
- ・危険負担は売却決定後に買受人が買受代金を納付した時点で買受人に移転します。したがって、その後に発生した財産の破損、盗難、および焼失等による損害の負担は買受人が負うことになります。
- ・土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。大和市は関与いたしません。
- ・権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、郵送料など）は買受人の負担となります。
- ・大和市は、不動産登記上の権利移転のみ行います。権利移転に必要な書類は、買受代金納付日に大和市まで提出してください。
- ・耐震・土壌汚染・アスベスト等の専門的な調査は行っておりません。
- ・国税徴収法第99条の2（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。
- ・売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。